平成２９年（フ）第７２４号
仙台市太白区中田２丁目13番23号　フレグランス南仙台Ｂ棟101、従前の住所仙台市太白区東中田２丁目７番32―103号
破産者　中嶋のり子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５４号
仙台市宮城野区出花１丁目６番地の６　コーポリッチＣ棟202
破産者　長谷川　大
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
秋田県大館市雪沢字雪沢67番地３、前住所秋田県大館市清水１丁目１番31号
破産者　岩根　宏学
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第９７号
群馬県太田市藤阿久町497番地２　カンケン西藤マンション804号、前住所群馬県太田市本町51番28号
破産者　松本　　朗
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４８１号
神奈川県座間市相模が丘１丁目26番12―957号　サンメゾン横山
破産者　東田　博雅
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１７号
愛知県東海市富木島町東山33番地の１　パレス東山（101号）、従前の住所愛知県東海市富木島町東山27番地の４
破産者　朝尾なみえ
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３１号
名古屋市北区柳原１丁目20番14号―１、従前の住所名古屋市北区若鶴町266番地の２
破産者　田口　　萌（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０８号
名古屋市南区三条１丁目７番４―302号　三条住宅、従前の住所名古屋市瑞穂区宝田町３丁目２番地の２　アネックス宝田１Ａ号
破産者　安岡　卓也（旧姓深津・益子・山縣）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４８１号
名古屋市緑区篠の風３丁目215番地　ハイツ清光302号
破産者　近藤　晃平
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５００号
名古屋市中村区横井２丁目11番地　コーポ二村202号
破産者　見田　祐士
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５７４号
名古屋市北区大曽根２丁目３番20号　サン大曽根902号
破産者　渡邉　美江
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５１１号
大阪市浪速区幸町１丁目２番24―306号、申立時の住所大阪市淀川区加島３丁目３番40号　レオパレス加島サザンフェイス　104号
破産者　岡崎真由美（旧姓福本）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２７号
大阪府吹田市山田西１丁目31番Ｂ―102号
破産者　磯川　　透
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３９号
大阪市平野区瓜破西２丁目12―41、開始決定時大阪府泉南郡岬町淡輪3764番地の88
破産者　久野　訓弘
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８７号
大阪市東淀川区大桐３丁目16―15　キャンパスサイド悠602号室、住民票上の住所大阪府東大阪市末広町11番16号
破産者　松葉　晃久
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２１号
大阪市東住吉区湯里６丁目10番２号　レジデンス片桐　２Ｂ
破産者　田中　教士
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４５号
大阪市平野区瓜破１丁目２番50号　202号
破産者　山本　正彦
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６０２号
大阪市中央区南船場１丁目４番21―703号
破産者　桑野　麻子（旧姓中尾）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部